

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

◆◆◆ 自宅療養者または濃厚接触者への生活支援 ◆◆◆ ～ 食料等の買い物代行 ～

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者または濃厚接触者で、近隣に生活を支援できる親族等がない場合、生活に必要な食料や日用品、薬等の購入などが困難になります。

そこで市では、「野洲市緊急時生活支援スキーム」を構築し、食料品等の買い物、薬の受け取り代行を行います。このスキームは、個人への支援のみならず感染拡大を防止するために実施するものです。

対 象…市内に住所を有し、次の①②に該当する人

- ①保健所から自宅療養または自宅待機を指示された人
- ②①の指示期間内において親族等から支援を受けることが困難な人

内 容…食料、生活必需品、衛生品の買い物代行、薬の受け取り代行 ※原則3回まで

申し込み…電話で申し込みください。

申し込み・問い合わせ…市民生活相談課 ☎587-6063、FAX586-3677



◆◆◆ 新生児特別定額給付金を支給します ◆◆◆

市では、新型コロナウイルス感染症対策として実施された国制度の「特別定額給付金」（世帯構成員1人につき100,000円）の給付対象外である令和2年4月28日以降に生まれた新生児に対し市の独自施策として支援します。

なお、対象世帯主には申請書を送付しますのでご確認ください。

対 象…令和2年4月28日～令和3年2月28日に生まれた新生児がいる世帯主

▽世帯主とは

国の特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）において野洲市に住民登録があり、かつ新生児特別定額給付金の申請時においても引き続き登録されている人

※特別定額給付金を受けた世帯主の死亡・転出等により世帯主変更があった場合は、基準日以降に新たに世帯主となった人

▽新生児とは

令和2年4月28日～令和3年2月28日に生まれた新生児で、最初に野洲市に住民登録し、かつ申請時点において他市町村で同様の給付金を受けていない人

支 給 額…新生児1人につき100,000円

申請手続き…申請書に必要事項を記入の上、原則郵送にて提出してください。やむを得ない場合は総務課にて受け付けします。

申請・問い合わせ…総務課 ☎587-6038、FAX587-4033



◆◆◆ 生活支援緊急給付金を支給します ◆◆◆ (国民健康保険税減免等連携)

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が一定以上減少し国民健康保険税等の減免を受けられた世帯を支援するため生活支援緊急給付金を支給します。

対 象…請求日に野洲市に住民登録があり、令和2年4月1日以降において国民健康保険税減免等^(※)を受けた人

(※) 国民健康保険税減免等とは次の①～④のうち、適用期間が令和2年度中のいずれかの期間であるものです。

- ①国民健康保険税の非自発的失業軽減の措置 ③後期高齢者医療保険料の減免
- ②国民健康保険税の減免 ④国民健康保険組合の国民健康保険料の減免

★②～④については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により適用を受けるものに限る

支 給 額…1世帯につき30,000円

請 求 期 間…令和3年3月31日(水)まで 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日は除く)

請求手続き…請求書を請求期間内に提出してください。

※請求書は市民生活相談課に設置しています。市ホームページからダウンロード可

請求・問い合わせ…市民生活相談課 ☎587-6063、FAX586-3677



◆◆◆ 小規模事業者へ支援金を支給します ◆◆◆

市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けておられる小規模事業者の経済支援として、「借地料臨時支援金」と「事業継続臨時支援金」を支給します。

★★★ 借地料臨時支援金 ★★★



事業のために借りた土地の賃料を支援します。

対 象…次の①～③全てに該当する人

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者^(※)
- ②市内に店舗、事務所、工場または倉庫を構え、令和2年10月1日現在、営業している人
- ③事業を営む上で必要な市内の店舗、事務所、工場または倉庫に係る借地料を支払っている人
※駐車場や資材置き場の借地料は対象外

支 給 額…1店舗等につき100,000円 ※1回に限る

申 請 期 間…12月18日(金)まで 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日は除く)

申請手続き…次の①～④を申請期間内に提出してください。 ※郵送可

- ①交付申請書
- ②市内に店舗等があることの確認資料（確定申告書等の写し等）またはこれに代わるもの
- ③従業員数の確認資料（確定申告書等の写し等）またはこれに代わるもの
- ④店舗等の建物に係る借地料の確認資料（店舗等の借地契約書の写し等）またはこれに代わるもの

(※) 小規模企業者とは次に該当する従業員数を使用する企業者をいう。

業 種	小規模事業者 (常時使用する従業員の数)	業 種	小規模事業者 (常時使用する従業員の数)
①製造業、建設業、 運輸業その他の業種 (②～④を除く)	20人以下	③サービス業	5人以下
②卸売業	5人以下	④小売業	5人以下

★★★ 継続臨時支援金 ★★★

事業継続を目的として店舗等の取得・建築・改修費用等のために金融機関等から資金調達した事業者を支援します。

対 象…次の①～③全てに該当する人

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者
- ②市内に店舗、事務所等を構え、令和2年10月1日現在営業されている人
- ③事業を営む上で必要な市内の店舗、事務所、工場または倉庫の建物に係る取得・建築および改修費用等を金融機関等（個人間融資は除く）から借り入れし、現在償還金を支払っている人（平成29年4月1日～令和2年8月30日に店舗等を取得・建築・改修等を行い、融資を受けた人で令和2年9月30日現在、償還元金残高が500万円以上あること）

※市独自の支援策「小規模事業者貸借料臨時支援金」と「小規模事業者借地利臨時支援金」の両支援金を受けている人は対象外です。

支 給 額…1店舗等につき100,000円 ※1回に限る

申 請 期 間…12月25日(金)まで 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日は除く）

申請手続き…次の①～④を申請期間内に提出してください。 ※郵送可

- ①交付申請書
- ②市内に店舗等があることの確認資料（確定申告書等の写し等）またはこれに代わるもの
- ③従業員数の確認資料（確定申告書等の写し等）またはこれに代わるもの
- ④店舗等の取得等に係る借入金の確認資料（金銭消費貸借契約書および償還予定明細書の写し等）またはこれに代わるもの

《 共 通 》

申請書は商工観光課に設置しています。市ホームページからダウンロード可

申請・問い合わせ…商工観光課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1） ☎587-6008、FAX587-3835



「新型コロナ人権相談ほっとライン」を開設



現在、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害が県内でも発生しており、滋賀県では「新型コロナ人権相談ほっとライン」を（公財）滋賀県人権センターと協力して9月1日から同センターに開設しました。また、人権侵害対応チームを県人権施策推進課内に設置して対応も行っています。

新型コロナ人権相談ほっとライン ☎・FAX523-7700

毎週月曜～水曜・金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時（祝日、年末年始は除く）

ホームページ <https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた人専用の相談窓口です。

ひとりがかええないでお電話ください。（相談無料、通話料有料）

※受け付け後は、相談内容に応じて法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

問い合わせ…県人権施策推進課 ☎528-3533、FAX528-4852 市人権施策推進課 ☎587-6041、FAX518-1860

令和3年度 保育所(園)・こども園・幼稚園 会計年度任用職員(フルタイム)募集

任用期間…令和3年4月1日～令和4年3月31日

(翌年度も当該職が設置される場合は、再度の任用の可能性あり 最大4回)

通勤手当…正規職員に準ずる

その他手当…時間外勤務手当、期末・退職手当等、要件に準じて適用

選考方法…面接、作文

持ち物…写真付き履歴書、資格・免許証明書の写しまたは取得見込み証明書、筆記用具

※幼稚園免許更新者は、免許更新確認書が必要です。

※資格・免許の氏名を変更している場合は、戸籍抄本を添付してください。

(令和2年度に本市で雇用され既に提出した人は除く)

申し込み・問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176 ※電話申し込み可



■応募締切日…11月26日(木) ※正午まで 選考日…11月28日(土)

職種・勤務場所	募集人数	資格・免許	給料 (変更の可能性あり)
①保育士・幼稚園教諭 保育所(園)・こども園・幼稚園	20人程度	保育士資格または 幼稚園教諭免許	月額226,500円
②看護師・准看護師 保育所(園)・こども園	1人	看護師、准看護師	月額226,500円
③養護教諭 幼稚園	1人	養護教諭免許	月額226,500円

野洲市健康スポーツセンターで地域の生産物を販売しています!

今年7月に野洲クリーンセンター隣にオープンした「野洲市健康スポーツセンター」では、温水プール・トレーニングルーム・温浴施設の他に特産物販売施設が常設されています。

この特産物販売施設では、市内で採れた新鮮な野菜や果物、加工品を中心に四季折々の旬の生産物や銅鐸をモチーフにした土産品などを販売しています。ぜひお越しください。

営業時間…午前10時～午後8時(火曜日は除く)

※野洲市健康スポーツセンターの開館日時と同じです。

※コーヒー、ワッフルなど一部の軽食販売は午後3時まで

問い合わせ…▽特産物販売に関すること

農林水産課 ☎587-6004、FAX587-3834

▽その他施設全般に関すること

野洲市健康スポーツセンター ☎596-5964、FAX596-5965



コンビニ交付 一時停止 のお知らせ

システム保守点検のため、コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付を一時停止します。

不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

停止日時…11月20日(金) 午後5時～11時

21日(土)～23日(祝) 終日

問い合わせ…市民課 ☎587-6086、FAX586-3677

税務課 ☎587-6040、FAX587-2439

大津湖南都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」ならびに「区域区分」の変更案に関する

大津湖南都市計画区域

大津市の一部、草津市、
守山市、栗東市、野洲市、
湖南市

公聴会開催のお知らせ

滋賀県では、大津湖南都市計画の第6回定期見直しにおいて「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「マスタープラン」という。）ならびに「区域区分」（市街化区域および市街化調整区域）の変更案の策定作業を進めてきました。

このたび、その案がまとまりましたので、大津湖南都市計画区域にお住まいの皆さんにお示しするとともに、広くご意見等をお聴きするため、滋賀県都市計画公聴会規則に基づき公聴会を開催します。

日 時…11月26日(木) 午前10時～

場 所…滋賀県危機管理センター
(大津市京町四丁目1番1号)

◆公聴会で意見を述べたい人

大津湖南都市計画区域内に住所を有している人が公述人として意見を述べるすることができます。

なお、公述意見は公共・公益的見地からお願いします。

◆公述人となることを希望する人

公述申出書（住所、氏名、年齢、電話番号、述べようとする意見の要旨を書いた書面）を公述申出書提出先一覧に記載されている提出先へ提出してください。

※公述申出書は提出先に設置しています。県ホームページからダウンロード可

★★ 公述申出書提出先一覧 ★★

提出先	住 所	電話番号
滋賀県都市計画課	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号	528-4182
滋賀県南部土木事務所管理調整課	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	567-5432
野洲市都市計画課	〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1	587-6324

※マスタープランの案および区域区分を変更する案を示す地図は、提出先で11月10日(火)～18日(水)の間、閲覧できます。

また、県ホームページでも公開しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/19786.html>

◆公述申出書の提出期間

11月10日(火)～18日(水) ※郵送の場合は、提出期間内に到達したものに限りします。

◆公述人の選定

開催時間その他に制約がありますので、申し出をされた人すべてに公述していただけない場合があります。その場合、知事が選定し公述をお願いすることになります。

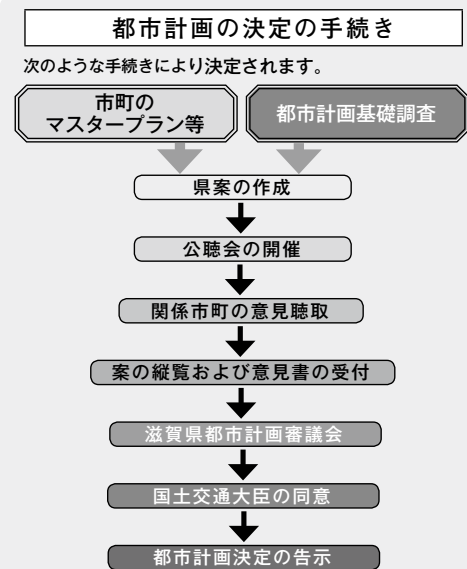
◆公聴会の傍聴

先着順となりますが、満席の場合はお断りする場合があります。
なお、お越しになる場合は公共交通機関をご利用ください。

※公述申出がない場合は、公聴会を中止します。なお、中止の場合は、11月19日(木)以降に県ホームページでお知らせします。

問い合わせ…県都市計画課 ☎528-4182

市都市計画課 ☎587-6324、FAX586-2176



「市長への手紙」

～皆さんの声を
市政にいかします～

日ごろ市政に対して「なぜ？どうして？」「こんなふうになったらいいのに！」と感じたことはありませんか。

一人ひとりが「住んで良かった」と感じられるようなまちにするため、皆さんからのご意見・ご提案をお待ちしています。

裏面にアイデアや提案などを記入し、キリトリ線に沿って切り離し、封筒を作ってポストへ投函してください。

「市長への手紙」の出し方

①郵送

「広報やす」11月号に掲載する様式(左記)を使えば切手をはらずにポストへ投函するだけで市長へ届きます。

②通信箱へ投函

市役所本館玄関ロビーに設置している通信箱へ投函してください。

③ファクス

FAX586-2200へ送ってください。

④電子メール

市ホームページ「市長への手紙（市長へのご意見・ご提案）」から送信してください。

◆◆◆ メール送信方法 ◆◆◆

トップ画面の市長室（画面左）⇒市長への手紙（市長へのご意見・ご提案）の同ページ内に記載されている『市長へメールを送る』からメールフォームへ移行し、入力してください。

皆さんから寄せられたご意見・ご提案は、市長がすべて読み、回答を希望される場合は回答を作成しています。

ご意見・ご提案をいただく場合は、市民の皆さんと市長との「顔の見えるコミュニケーション」を図る趣旨から、住所・氏名をご記入ください。ただし、記入があっても明らかに偽住所、偽名と判断できる場合は、回答は行いません。

●いただいたご意見・ご提案および回答は、プライバシーに関わる部分を除いて、広報秘書課で編集し、市ホームページや広報やす「まちづくりステーション」で公表します。

料金受取人払郵便

5 2 0 2 3 9 0

草津局
承認

2149

差出有効期間
令和3年10月
31日
切手をはらずに
お出ください。野
洲
市
長
行(受取人)
野洲市小篠原二〇〇番地一

野洲市役所内



	氏名
ふりがな	
	住所

いなり郵便 ☐ せふ郵便 ☐

〇いなり
2746エチコ4999
〇せふ郵便

キ
リ
ト
リ
線

第2回

野洲市 総合計画審議会を 開催します

令和3年度以降の市の将来像やまちづくりの方向性を示す指針である「第2次野洲市総合計画」を策定するため、学識経験者や関係団体の代表者等から構成される「野洲市総合計画審議会」を開催し、審議を行っています。

会議は公開で行いますので、どなたでも傍聴できます。

日 時…11月17日(火) 午後3時～

場 所…中主防災コミュニティセンター2階
防災研修室

内 容(予定)…総合計画の全体案について
問い合わせ…企画調整課

☎587-6039、FAX586-2200

審議会を開催します

■人権施策審議会

日 時…11月19日(木) 午前10時～

場 所…人権センター2階
交流研修室

内 容(予定)…

- 第4次野洲市人権施策基本計画(案)について
- パブリックコメント実施について

■男女共同参画審議会

日 時…11月19日(木) 午後1時30分～

場 所…人権センター2階
交流研修室

内 容(予定)…

- 第4次野洲市男女共同参画行動計画(案)について
- パブリックコメント実施について

※会議は公開で行いますので、どなたでも傍聴できます。

※いずれも個人情報が含まれる案件等については非公開となる場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ…人権施策推進課

☎587-6041、FAX518-1860

市長への手紙

→

電話